

議案第 15 号

橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例

橋本市立文教施設利用に関する条例(平成18年橋本市条例第107号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線及び下線の部分である。

改正後					改正前				
別表第1(第8条関係)					別表第1(第8条関係)				
1 中央公民館(3階)・文化会館(2階・4階)基本使用料 (単位:円)					1 中央公民館(3階)・文化会館(2階・4階)基本使用料 (単位:円)				
区分	利用時間	午前	午後	夜間	区分	利用時間	午前	午後	夜間
		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00			9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00
2階大 ホール	土、日曜祝 日	9,075	13,278	18,630	2階大 ホール	土、日曜祝 日	7,572	11,067	15,534
	平日	8,250	12,000	16,889	2階大 ホール	平日	6,886	10,000	14,077
3階第1研修室		3,250	5,112	7,334	3階第1研修室		2,715	4,267	6,115
第2研修室		1,621	2,445	3,612	第2研修室		1,353	2,039	3,010
第3研修室		2,306	3,612	5,112	第3研修室		1,934	3,010	4,267
第4研修室		806	1,278	1,963	第4研修室		677	1,067	1,648
第5研修室		806	1,278	1,963	第5研修室		677	1,067	1,648
幼児室		1,028	1,500	2,195	幼児室		867	1,258	1,839
和室研修室		1,732	2,778	3,945	和室研修室		1,448	2,324	3,296
視聴覚室		3,723	5,695	8,250	視聴覚室		3,105	4,753	6,886
4階第4展示室		2,899	4,417	6,399	4階第4展示室		2,420	3,686	5,334
第5展示室		3,250	5,112	7,334	第5展示室		2,715	4,267	6,115

第6展示室	6,278	9,778	13,963
第7展示室	806	1,389	1,963
備品庫	806	1,389	1,963
美術品収蔵庫	806	1,389	1,963
準備室	917	1,389	2,084
備考 (1)・(2) 略 2 附属設備基本使用料 (単位：円)			
第6展示室	5,239	8,153	11,648
第7展示室	677	1,162	1,648
備品庫	677	1,162	1,648
美術品収蔵庫	677	1,162	1,648
準備室	772	1,162	1,743
備考 (1)・(2) 略 2 附属設備基本使用料 (単位：円)			
放送設備	1式	1,934	マイク2本
ピンスポット	1台	191	
16mm映写機	1台	1,934	スクリーン共
オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,934	スクリーン共
会議室用拡声装置	1台	286	マイク1本付き
ワイヤレスマイク	1本	477	
マイクローホン	追加1本	191	
ピアノ(セミグランド)	1台	1,934	
ピアノ(アップライト)	1台	1,448	
展示パネル大	1枚	191	
展示パネル(小)	1枚	96	
ビデオテープレコーダー(VHS)	1台	962	テレビ共
スライド映写機	1台	962	スクリーン共
カセットテープレコーダー	1台	477	
レクチャーテーブル	1台	477	

ビデオプロジェクター		1 台	2,306	ビデオプロジェクター		1 台	1,934		
備考 略				備考 略					
別表第2 (第8条関係)				別表第2 (第8条関係)					
1 紀見地区公民館、学文路地区公民館、隅田地区公民館、橋本地区公民館、紀見北地区公民館、西部地区公民館、恋野地区公民館基本使用料				1 紀見地区公民館、学文路地区公民館、隅田地区公民館、橋本地区公民館、紀見北地区公民館、西部地区公民館、恋野地区公民館基本使用料					
(単位:円)				(単位:円)					
利用時間		午前	午後	夜間	利用時間		午前	午後	夜間
区分		9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	区分		9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00
会議室兼大研修室		1,139	1,139	1,732	会議室兼大研修室		962	962	1,448
和室 (児童室)		1,139	1,139	1,732	和室 (児童室)		962	962	1,448
実習室		1,139	1,139	1,732	実習室		962	962	1,448
備考				備考					
(1)・(2) 略				(1)・(2) 略					
2 高野口地区公民館基本使用料				2 高野口地区公民館基本使用料					
(単位:円)				(単位:円)					
利用時間		午前	午後	夜間	利用時間		午前	午後	夜間
区分		9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	区分		9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00
研修室1・2		1,139	1,139	1,732	研修室1・2		962	962	1,448
創作室		1,139	1,139	1,732	創作室		962	962	1,448
多目的室		1,139	1,139	1,732	多目的室		962	962	1,448
資料室		1,139	1,139	1,732	資料室		962	962	1,448
相談室		1,139	1,139	1,732	相談室		962	962	1,448
研修室3・4		1,139	1,139	1,732	研修室3・4		962	962	1,448
研修室5		1,139	1,139	1,732	研修室5		962	962	1,448

調理室	1,139	1,139	1,732	調理室	962	962	1,448
備考							
(1)・(2) 略							
(3) 陶芸用設備(電気陶芸窯)の使用料は、次のとおりとする。							
素焼き 1回 2,399 円							
本焼き 1回 2,963 円							
(1)・(2) 略							
(3) 陶芸用設備(電気陶芸窯)の使用料は、次のとおりとする。							
素焼き 1回 2,000 円							
本焼き 1回 2,477 円							

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。